

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（自転車歩行者道設置工事）					
地区名	一般県道 浅井清須線					
事業箇所	一宮市時之島地内					
事業のあらまし	<p>当該路線は、一宮市浅井町を起点に清須市に至る総延長約 14.2km の、一宮市東部地域で環状機能を持つ幹線道路であり、都市計画道路の今伊勢三ツ井線として都市計画決定されている路線でもある。事業箇所の北側については、平成 16 年度の時之島地内における交差点改良事業により整備を完了している。</p> <p>事業箇所における供用前の交通量は、8,762 台/12h（平成 11 年度道路交通センサス）であり、主要地方道一宮犬山線と国道 155 号とを結ぶ位置にあるほか、地域内交通のみではなく、通過交通も多く、平日の朝夕は特に混雑した状況となっていた。また、現道には歩道が設置されておらず、自転車および歩行者は非常に危険な状況にさらされており、安全確保のための早急な整備を必要としていた。</p> <p>このため、歩行者や自転車が安全に通行できることを目的として、自転車歩行者道を両側に設置するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>○ 歩行者・自転車の安全性の向上</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	7.3 億円		□工事費 1.1 億円、□用補費 5.9 億円、□その他 0.3 億円			
事業期間	採択年度	平成 17 年度	着工年度	平成 17 年度	完成年度	平成 21 年度
事業内容	自転車歩行者道設置 L=370m W=16m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>事業実施前後の「死傷事故件数」と「死傷事故率」を比較</p> <p>年平均死傷事故件数(件/年) 1 (H13-H16) ⇒ 0 (H22-H25) 削減率 100%</p> <p>死傷事故率(件/億台年) 61.7 (H13-H16) ⇒ 0 (H22-H25) 削減率 100%</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>自転車歩行者道の整備により、連続した歩行空間ができ、「死傷事故件数」と「死傷事故率」の改善が見られた。これにより、歩行者・自転車交通の安全性が向上し、当初の目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		H17 から H21	H17 から H21	
事業費 (億円)	工事費	1.0	1.1	
	用地補償費	5.4	5.9	
	その他	0.3	0.3	
	合計	6.7	7.3	
効果の 算定 要因		—	—	

※必要に応じて再評価時点を加えて比較する。

【事業期間に対する評価】

事業採択時には、事業規模等から5年間で事業の完了を計画し、計画通りに完了したため、現実的な期間設定であったと考える。

【事業費に対する評価】

事業費は、事業採択時と比較して、構内再築工法の検討等により、用地補償費が多少増加しているものの、ほぼ計画どおりであった。

【効果の算定要因に対する評価】

局所的な安全対策となっており、便益算出のための走行時間短縮、走行経費削減の適用が難しく、貨幣価値化困難であるため、算出していない。

【貨幣価値化困難な効果】

事業箇所周辺には小中学校が立地しており、交通弱者に対する安全性向上に寄与しているほか、西成小学校、西成中学校は一宮市の指定避難所に位置付けられており、周辺住民の避難所への移動の安全性・円滑性に寄与している。

③事業実施による環境の変化

・沿線住民や地域、自然環境に与えた大きなマイナス影響は特にないものとする。

Ⅲ 対応方針（案）

今後の事後評価の必要性

初期の事業目的を達成し、安全・快適な歩道が整備されていることから、今後の事後評価の必要性はない。

改善措置の必要性

事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものとする。

同種事業に反映すべき事項

事業箇所における事業期間は、事業採択時に5年間で計画され、計画通り完了した。計画通り、事業が完了した背景としては、地元及び地権者との合意形成を早期に図り（事業着手前に地権者の同意を得た）、完了予定年の供用にむけた、計画的な用地取得に努めたほか、沿線の土地利用状況や工事施工計画、関連機関協議等を勘案した実践的な期間設定であったことが挙げられ、同種事業に反映すべき事項として考える。

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

交通安全対策事業（一般県道浅井清須線）の対応方針（案）[改善措置等必要なし]を了承する。

Ⅴ 対応方針

改善措置等必要なし